基本政策4-1
人にやさしい快適な生活環境をつくります

施策4-1-1　人にやさしい道路整備の推進

めざす姿

●歩道が整備され、人も車も安全に道路を利用できる。

課題と展望

○　駒ヶ岳スマートインターチェンジの開通、伊南バイパスの暫定２車線による全線開通、伊駒アルプスロードの整備計画進展等、伊那谷の広域交通軸を中心とした道路網整備が進められています。

○　一方、少子高齢化社会を迎え、子どもや高齢者等すべての方々が、安全に安心して通行できるよう、生活道路の安全対策が求められています。

○　特に、幹線道路や通学路における歩道整備を重点的に進め、人も車も安全に道路を利用できるよう取り組みます。

○　また、既存歩道の凸凹等危険箇所の修繕や支障物の撤去等を行い、安心して歩けるようにします。

道路改良（前）

道路改良（後）

取組の方向と主な事業

1　歩道の整備により歩行者の安全を確保します。

幹線道路や通学路を中心として計画的に歩道整備を進め、歩行者の安全を確保します。

【主な事業】

□ 道路改良事業　□ 交通安全施設等整備事業

□ 都市計画街路事業

2　既存歩道の危険箇所の解消等、安全対策に取組ます。

既存歩道の凸凹や段差の解消、支障物撤去等の安全対策を行い、安心して歩けるようにします。

【主な事業】

□ 道路改良事業　□ 道路維持事業

達成目標

指標名	当初 (2012)	現状 (2017)	目標値 (2023)	備考
歩道の整備延長	―	180m	900m	新春日街道線、光前寺南線、上穂本線（五十鈴町）、菅沼線

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○市道の新設改良、維持管理を計画的に実施します。
	県（国）	○国・県道の改良、維持管理を行います。
市民など	個人（家庭）	○危険な箇所を発見した時は、速やかに通報します。 ○庭木の張り出し防止や山林の立木管理を行い安全確保をします。
	地域 （区・自治組合）	○危険な箇所を発見した時は、速やかに通報します。 ○路肩の草刈りなどにより、見通しを確保して安全を図ります。

【伊駒アルプスロード】国道153号バイパス計画の伊那市青島から駒ヶ根市北の原の間

施策4-1-2　安心して暮らせる住環境の整備

めざす姿

●安心して暮らせる住環境が形成されている。

課題と展望

○　高齢者や障がい者の皆さんをはじめ、市民の誰もが安心して暮らせるよう、福祉施策と連携しつつ、良好な住環境を創出する必要があります。

○　市営住宅については、超高齢社会、入居希望者世帯のニーズを把握しながら、需要と供給のバランスを検討しつつ管理を進めていかなければなりません。引き続き駒ヶ根市営住宅ストック活用計画（第2期計画）に基づき、必要戸数の確保、建物の維持保全を計画的に行っていきます。

○　平成29年3月に空家等対策計画を策定しました。この計画に基づき市内に散見するさまざまな空き家に対し総合的に対応しています。具体的には、空き家の適正管理と管理不全となった空き家の改善及び利活用を目的とした空き家バンクの登録を促進していきます。

○　市内の都市公園の施設は老朽化が進み、公園施設の安全性確保と機能保全が求められており、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修等を進めていきます。また、市民プールの跡地利用に関しましても、市民の皆さんのご意見等を踏まえ、共楽園と語らいの森を含め一帯の公園として整備を検討します。

市営住宅経塚団地

取組の方向と主な事業

1　安定した市営住宅の供給を進めます。

住宅に困窮する世帯など、誰もが安心して暮らせる住環境を創出するため、真に必要とする市営住宅を確保し、供給します。老朽化した市営住宅が多いため、需要と供給のバランスを検討しつつ、計画的な整備を進めます。

また、市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な補修などを進めます。

（関連計画:駒ヶ根市営住宅ストック総合活用計画、駒ヶ根市公営住宅など長寿命化計画）

【主な事業】

□ 公営住宅などストック総合改善事業

□ 公営住宅など長寿命化事業

2　空き家などの対策を進めます。

防犯、防災、景観、生活環境の面から、現在問題となっている空き家の対策を進めます。

関係部署と協力し、住み替え支援、良好な住環境の保全、定住促進などにより、これ以上空き家を増やさない対策を進めます。

【主な事業】

□ 空き家対策総合支援事業　□ 空き家バンク

3　都市公園の計画的な施設改修等を進めます。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具などの公園施設の計画的な改修による維持管理コストの削減を図ります。

【主な事業】

□ 公園施設長寿命化対策支援事業　□ 都市公園事業

達成目標

指標名	当初(2012)	現状(2017)	目標値(2023)	備考
市営住宅のユニットバス設置戸数	71戸	96戸	116戸	東飯坂団地71戸、経塚団地21戸は全戸ユニットバス設置済、美里、向ヶ丘、千丈団地へ計画的に設置を進めます。
市営住宅の快適な住環境の整備率	約20%	74.4%	90%	高齢者にやさしく、快適な住環境の整備（建替え、水洗化・長寿命化など）を行います。
管理不全となっている空き家を改善	—	0件	3件	空き家実態調査により管理不全とされた空き家について改善できるよう対応します。
施設改修が完了した公園数（累計）	—	5公園	13公園	公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な修繕・更新を行います。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○一般住宅：福祉施策との連携や、良好な住環境の保全のために空き家対策に取り組みます。 ○市営住宅：入居管理、建物維持・修繕に取り組みます。 ○都市公園：施設修繕、更新に取り組みます。 ○長野県住宅供給公社への管理代行委託の継続
	県（国）	○公営住宅、公園整備の実施に対する支援を行います。
市民など	個人（家庭）	○安心して暮らせるように、地域活動に参加します。
	地域	○地域の協働活動により安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

施策4-1-3　安全で安定した水道水の供給

めざす姿

●安全で安心して飲める水道水が安定的に供給されている。
●持続可能な事業運営がなされている。

課題と展望

○　駒ヶ根市上水道は、昭和29年（1954年）に赤穂上水道が創設して以来60年余が経過しました。これまで8回にわたり給水区域の拡張と水源の増設整備を進めるとともに、長野県上伊那広域水道用水企業団からの受水や切石浄水場の改築を行い、常に安定した水道水の供給体制をめざしています。

○　創設通水開始から60年以上を経て、水道施設の老朽化、人口減少に伴う水需要の減少、予期せぬ自然災害への備えなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、さらに厳しくなることが予想されます。

○　水道施設については、新たな施設整備から施設維持管理の時代となり、老朽管の早期更新、浄水施設・配水施設等の計画的更新を推進し、基幹管路の耐震更新を計画的に進め、災害時への対応を進める必要があります。

○　給水人口の減少に伴う料金収入減少が想定される中、水道施設の更新需要は増加する傾向にあります。将来にわたって健全な事業運営を持続するためには、水道ビジョン2019（第2次）に基づき、将来の需要予測を踏まえた適正規模での施設更新、更新周期の見直し、適正な料金水準の設定などが必要となります。

切石浄水場

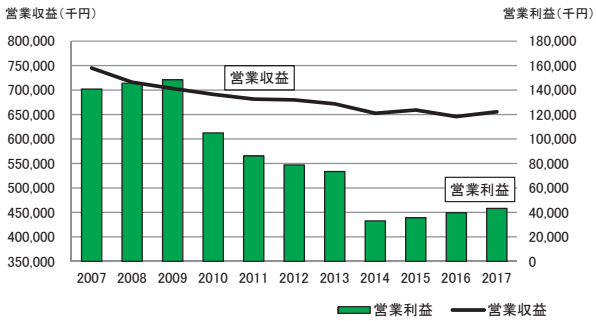

営業収益と利益の推移

取組の方向と主な事業

1　施設整備を推進します。

限られた財源で投資効果の高い建設改良事業を推進するため、重要度及び優先度を踏まえた水道施設の更新、耐震化を図ります。

【主な事業】

□ 建設改良事業

2　安全で安定した水道水を確保します。

集中豪雨などによる原水濁度の上昇や、灯油流入などによる原水汚染に対応するため、原水水質の監視強化を継続し、また、水源保全を図り、より安全な水の確保に努めます。

【主な事業】

□ 維持管理事業

3　効率的な経営を促進します。

上下水道料金窓口業務や徴収事務の民間委託を継続し、経費削減と市民サービス向上、経営の安定化を図ります。

【主な事業】

□ 上下水道料金業務など委託事業

達成目標

指標名	当初（2012）	現状（2017）	目標値（2023）	備考
基幹管路等の耐震化率＋耐震適合管の率	―	91.0%	91.5%	基幹管路等（基幹管路＋主要管路）の耐震化率（耐震化率＋耐震適合管の率）で進捗状況を管理します。
料金回収率	―	111.97%	100%以上	水道事業経営の指標です。計画期間は100%以上を維持します。（料金回収率：供給単価÷給水原価×100）

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○安全な水道水を安定的に供給します。 ○水道施設の計画的な更新を行います。
	県（国）	○水道事業を推進するための指導や助言、情報提供を行います。
市民など	個人（家庭）	○家庭内水道器具の適正な維持管理を行います。
	地域	○水道水源保全に取組ます。

施策4-1-4　下水道整備と普及の推進

めざす姿

●快適な生活環境が保たれている。
●下水道施設が効率的かつ適正に管理されている。

課題と展望

○　河川などの水質改善や経営の安定化を図るために、全市全戸水洗化の促進が必要となります。

○　下水道整備による水洗化は生活環境の向上が図られ、市民満足度も高く、未整備地域の整備を引き続き行う必要があります。

○　平成２９年度末現在の全人口に対する下水道普及率は、96.2%となっているものの、水洗化率は90.1%にとどまっており、更なる水洗化の促進が必要です。

○　今後、人口減少時代を本格的に迎え、下水道整備を計画的に行いながら、本格的施設維持管理の時代となることから、将来的には下水道施設の統合を視野に入れた計画を策定し、建設と維持管理を計画的に行う必要があります。

駒ヶ根浄化センター

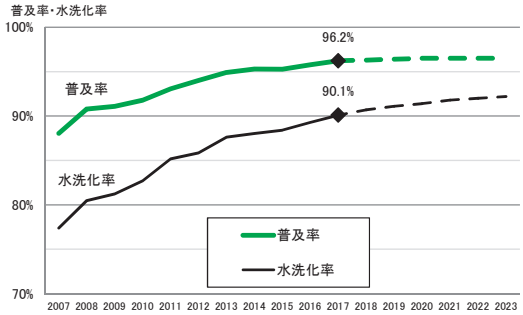

普及率・水洗化率の推移

取組の方向と主な事業

1　合併処理浄化槽設置の補助制度を継続します。

公共・農業集落排水区域外を合併処理浄化槽設置の補助制度により、全市全戸水洗化を目指します。

【主な事業】

□ 合併処理浄化槽設置補助制度

2　下水道施設の長寿命化を推進します。

公共下水道施設・農業集落排水施設の更新を計画的に行うことにより、施設の機能を保ち、施設を長期間使用可能にします。

【主な事業】

□ 公共下水道維持管理事業

□ 農業集落排水処理施設の計画的更新事業

3　下水道施設の効率的な運営と適正な維持管理を継続します。

維持管理委託や指定管理者制度を利用して効率的な運営と適正な維持管理に努めます。

4　下水道の早期接続に関する補助制度を充実します。

市民の下水道整備や接続の促進のために「下水道融資あっせん・利子補給制度」「下水道接続工事費補助制度」のＰＲ広報活動などを進めます。

【主な事業】

□ 下水道融資あっせん・利子補給制度

□ 下水道接続工事費補助制度

達成目標

指標名	当初 (2012)	現状 (2017)	目標値 (2023)	備考
水洗化率	77.0%	90.1%	92.2%	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽全体の水洗化率（外国人を含む。）
放流水質（BOD）	―	20mg/L	20mg/L 以下	公害に関する条例（県）の基準値

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○下水道管渠・処理場の整備や維持管理を行います。
	県（国）	○インフラ整備に対する財政的支援を行います。
市民など	個人（家庭）	○早期下水接続を行います。 ○下水道の正しい使い方を理解し、適正な施設利用をします。
	地域	○農業集落排水地域の維持管理組織の活動を充実します。

【農業集落排水施設】一集落から数集落を単位として実施する農村の集落形態に応じた比較的小規模な下水道施設

【合併処理浄化槽】し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽

【BOD】生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物等を分解するために必要とする酸素の量。（低い程良い）

施策4-1-5　地域公共交通の確保

めざす姿

●大きな不便を感じずに、通院や買い物などの日常生活を送ることができる。
●産業や物流を支える交通ネットワークが整備されている。

課題と展望

○　リニア中央新幹線や三遠南信自動車道など高速交通の整備が進み、この整備効果をこれから地域づくり、駒ヶ根市の活性化に最大限生かし、交流の拡大を実現しなければなりません。

○　一方で、高齢化が進む中にあって、買い物や通院など日々の生活に必要な効率的で効果的な交通手段を確保・維持するため、公共交通の必要性を市民と共有しながら、駒ヶ根市の特性及び利用ニーズに合わせた公共交通を構築することも重要となっています。

○　そうした認識のもとで、高齢者など交通弱者の日常生活を支える交通の確保を将来像の礎とした上で、近隣市町村や全国各地をつなぐ飯田線の利用促進や物流、観光、経済、医療などの連携や、人の交流の基盤となる高速交通網へのアクセス道路の整備などを進めていく必要があります。

デマンド型乗合タクシー

JR飯田線

取組の方向と主な事業

1　高齢者など交通弱者の日常生活を支える交通を確保します。

タクシー券制度やデマンド型乗合タクシーなど、常に効率的で効果的な交通システムとなるよう整備を進め、高齢者など交通弱者の日常生活を支える交通を確保します。

【主な事業】

□ デマンド型乗合タクシー制度、割引タクシー券・福祉タクシー券制度
□ 福祉有償運送

2　近隣市町村や全国各地をつなぐJR飯田線の利用促進を図ります。

地域社会・経済発展や日常生活に不可欠な社会基盤であるJR飯田線は、リニア中央新幹線県内駅との接続により、さらに利便性の向上が図られ、地域振興への効果が期待されます。関係団体・事業者と連携し、利用促進を図るとともに、観光列車の導入や鉄道そのものを観光資源として活用していきます。

【主な事業】

□ 市民のマイレール意識の醸成

□ 観光キャンペーンの実施、観光列車の運行、駒ヶ根駅施設の観光資源化

3　物流、観光、経済、医療などの連携や交流人口の拡大を図るため、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道など高速交通へのアクセス道路の整備を進めます。

東西の幹線道路の整備や中央アルプス山麓と中心市街地を結ぶ基幹道路の整備を進めます。

達成目標

指標名	当初(2012)	現状(2017)	目標値(2023)	備考
交通の便がよく移動しやすい	2.90ポイント(2011)	2.66ポイント	3.00ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）
デマンド型乗合タクシー1便当たり平均乗車人数	—	2.3人	2.7人	

注1）市民満足度調査:まちづくりの指標として、2年に1度実施している市民意識調査。調査項目について、重要度と満足度を5段階（最低1から最高5まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○交通弱者の移動を確保します。
	県（国）	○地域の特性から必要とする効果的な交通手段の実施に対する支援を行います。
市民など	個人（家庭）・地域	○家族や地域で可能な移動を確保します。 ○公共交通の利用に努めます。
	事業者	○公共交通の主体として事業を進めます。
	公共交通協議会	○効果的で、効率的な公共交通事業を実施します。

【三遠南信自動車道】中央自動車道・飯田山本ICから愛知県を経由して浜松市の新東名高速道路・浜松いなさJCTに至る、総延長約100kmの高規格幹線道路。

【デマンド型乗合タクシー】戸口から戸口への送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

【マイレール意識】鉄道の必要性と重要性をあらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていく意識。

基本政策4-2
豊かな自然環境を守り育てます

施策4-2-1　再生可能エネルギーの推進

めざす姿

●家庭や事業所、公共施設などに再生可能エネルギーの導入が進み、地球にやさしい生活スタイルが実践できている。

課題と展望

○　地球温暖化や化石エネルギーの枯渇への危惧、地震災害等による原子力発電所の発電休止、さらには、導入コストの急激な低下による世界的な再生可能エネルギーシフト等により、国内のエネルギー政策が大きな転換期を迎える中で、当市においても再エネの導入拡大は必要不可欠です。

○　また、防災対策の観点からも、地域分散型、自立型のエネルギー導入拡大が求められています。

○　駒ヶ根市は、気候や地形、自然環境などに恵まれ、太陽光や水力の豊富なエネルギーを持った地域であることから、これらの再生可能な自然エネルギーがしっかりと活用される取組を進めます。

太陽光発電施設

駒ヶ根高原水力発電所の取水設備

取組の方向と主な事業

1　太陽光発電システムの普及を促進します。

固定価格買取制度、太陽光パネルの価格下落等により、平成29年度末で市内に約26メガワットの発電施設が設置されています。引き続き太陽光発電施設の設置を進めるため、環境基本計画において新たな目標値を掲げ取組を進めます。

また、余剰電力の買い取り制度が終了していく中で、家庭への蓄電池導入も進めていかなければなりません。そのため、えがおポイントの発行による各家庭への施設設置の促進、公共施設への導入などに努めます。

【主な事業】

□ 自然エネルギー導入促進事業　□ 公共施設導入促進事業

2　小水力発電の導入促進と再生可能エネルギーの普及拡大を促進します。

駒ヶ根市の地形や豊富な水量など、地域に包含するエネルギーを活かすことにより、エネルギーの地産地消が進むよう、事業者の取組への支援や積極的な導入、普及拡大に努めます。

【主な事業】

□ 自然エネルギー導入促進事業

3　地球温暖化防止活動を推進します。

地球温暖化の大きな原因となっている温室効果ガスの発生を抑制するため、省エネ・省資源対策を総合的に推進し、地球にやさしいまちづくりの推進に努めます。

【主な事業】

□ 温暖化防止事業　□ えがおポイント事業

達成目標

指標名	当初 (2012)	現状 (2017)	目標値 (2023)	備考
太陽光発電による発電量	4.40 メガワット	26.77 メガワット	32.10 メガワット	第3次環境基本計画において、2027年度に35メガワット導入を目標としており、これを達成するための2023年度時点の導入目標値
再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量）	2.2%	12.8% (2016)	17.3%	第3次環境基本計画において、2027年度に20.0%を目標としており、これを達成するための2023年度時点の導入目標値

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○設置補助（えがおポイント）、税の優遇、相談窓口など導入支援、普及啓発を進めます。
	県（国）	○固定価格買取、設置補助、税の優遇、規制緩和、導入支援などを図ります。
市民など	個人（家庭）	○太陽光発電、太陽熱施設、バイオマスエネルギー、蓄電池等の導入に努めます。
	企業・事業者	○小水力発電、太陽光発電（大規模発電施設を含む）の導入を進めます。

【再生可能エネルギー】太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー

【温室効果ガス】地球に温室効果をもたらす二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどのガス

施策4-2-2　環境保全の推進

めざす姿

●公害や、不法投棄、ポイ捨てがないまちが、市民、事業者、市のそれぞれの取組により実現されている。

課題と展望

○　安全で、安心して、健康で暮らすために、ごみの減量化と資源化を推進しながら、環境に配慮したまちづくりが求められています。

○　公害を未然に防止するため、市民、事業者、市それぞれが常に環境保全に対する意識を高く持つことが必要です。

○　不法投棄廃棄物は、新たな不法投棄を誘発し、処分には多大な労力と費用がかかります。また、環境に負荷を与え、健康に悪影響を及ぼす有害な化学物質を含む場合もあることから、早期発見、早期適正処理が必要です。河川一斉清掃など、市民自らの活動を通じて、環境保全に対する意識を高め、不法投棄やポイ捨てがない環境を、皆で実現することが重要です。

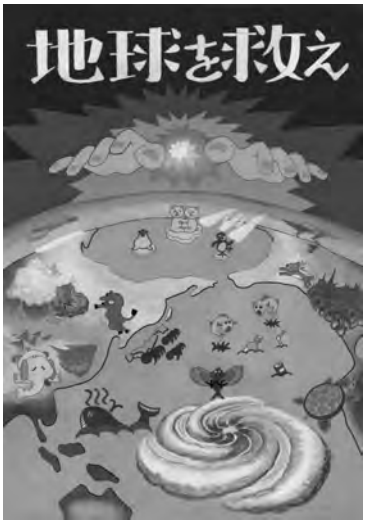

取組の方向と主な事業

1　公害の監視と、公害発生時の速やかな情報共有を可能とする体制を確保します。

公害防止のために、水質・地下水・騒音などの定点調査を行い、実態の把握に努めます。併せて、公害に関する情報を定期的にわかりやすい形で市民や事業者に伝えます。

【主な事業】

□ 河川水質定点観測事業　□ 地下水の水質検査事業

□ 自動車騒音測定事業

2　不法投棄の監視体制を強化します。

市民からの通報や、パトロール員・環境美化推進組合などによる不法投棄監視体制を強化します。さらに不法投棄防止にも有効となるよう、大田切リサイクルステーションの拡充と適切な運用を図り、市民の利便性の向上を目指します。

【主な事業】

□ 不法投棄監視の強化

□ 大田切リサイクルステーションの拡充による利便性の向上

3　環境美化活動など意識の高揚に努めます。

環境美化、河川浄化など、地域における市民自らの活動を通じて環境保全に資する啓発を図ります。

【主な事業】

□ 河川等一斉清掃

達成目標

指標名	当初 (2012)	現状 (2017)	目標値 (2023)	備考
ゴミの出し方が守られている。	3.68 ポイント (2011)	3.81 ポイント	3.93 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）

注1）市民満足度調査:まちづくりの指標として、2年に1度実施している市民意識調査。調査項目について、重要度と満足度を5段階（最低1から最高5まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○公害要因を定期的に監視し、削減対策を行います。 ○ポイ捨てや不法投棄を減らすための啓発に努め、不法投棄をさせない環境づくりをすすめます。
	県（国）	○市と連携し、情報提供や助言など行います。
市民など	個人（家庭）	○家庭ごみの焼却はしません。 ○公害監視に協力します。 ○下水道に早期に接続し、適切な排水処理に努めます。 ○不法投棄を発見したら通報します。 ○ペットの排泄物は責任をもって処理します。
	企業・事業者	○公害防止協定の締結により公害の発生を防止します。 ○騒音・振動・悪臭等の公害要因の軽減に努めます。 ○適切な排水処理を行い、水質汚濁を防止します。 ○法令等に従い適正な処理を行います。

施策4-2-3　資源循環型社会の形成

めざす姿

●減量化と資源化によるごみの排出抑制と廃棄物の適切な処理により「自己完結型の廃棄物処理」が進み、環境への負荷が少なく、大切な資源が守られている。

課題と展望

○　美しく豊かな自然環境を将来の子どもたちに引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの責務です。

○　貴重な資源を消費しながら、地球温暖化の原因となる過剰な温室効果ガスを排出するなど、自然環境へ莫大な負荷を与えてきた大量生産・大量消費型の社会構造を改め、限りある資源を有効に使用しながら、安定的な生活を持続的に送っていくため、低炭素で再生可能な自然エネルギーへの転換を図り、資源循環型の社会形成をめざした取組を進めていく必要があります。

上伊那クリーンセンター

取組の方向と主な事業

1　廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化によるごみを出さない取組を進めます。

・３Ｒの取組継続とさらなる浸透を目指して取り組みます。
・新聞・雑誌や紙製容器包装などの雑紙類の分別収集を進めます。
・廃食用油の回収によるＢＤＦ化を進めます。
・大田切リサイクルステーションの拡充により資源化の促進を進めます。
・生ごみ処理機や処理容器による自家処理の促進を図り、資源循環システムを構築します。

【主な事業】

□ ３０１０（さんまる・いちまる）運動など、３Ｒ推進に向けた啓発
□ 家庭用生ごみ処理機、処理容器などの購入助成事業
□ 大田切リサイクルステーションの拡充

2　廃棄物の適正な処理を進めます。

家庭や地域で徹底した分別によっても排出される廃棄物の処理については、最終処分まで適正に実施します。

【主な事業】

□ 有料化制度の継続実施による廃棄物の減量化推進
□ 適正な中間処理、最終処分の実施
□ 廃棄物処理施設の適切な管理と運営

達成目標

指標名	当初(2012)	現状(2017)	目標値(2023)	備考
年間の家庭系ごみ排出量	5,475t	5,115t	4,868t	ごみの減量に対する取組の状況を表します。
排出抑制施策実施後の家庭系一人一日当たりごみ排出量　(人・日)	440g	423g	415g	ごみの減量に対する取組の状況を表します。

注1) 駒ヶ根市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(2019年度改訂版)における駒ヶ根市の目標値(集団回収を含む。)

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○分別基準の設定、各種資源化事業、啓発活動、資源化推進に関する補助施策を実施します。
	県(国)	リサイクル法などの法整備、モデル事業への支援を行います。
市民など	個人(家庭)	○3010運動(さんまる・いちまる)など、ごみ減量に向けた3Rに取り組みます。 ○廃棄物を適正に分別します。
	企業・事業者	○ごみ減量や資源化に取り組みます。 ○包装紙や梱包材の減量、レジ袋の無料配布中止、資源循環型社会の形成に協力します。

【3R】「Reduce(減らす)」「Reuse(繰り返し使う)」「Recycle(再資源化)」の3つの語の頭文字をとった言葉。

【3010(さんまる・いちまる)運動】食品のロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもの。

基本政策4-3
高速交通網を見据えた都市基盤整備を進めます

施策4-3-1　幹線道路網の整備

めざす姿

●幹線道路網の整備により、地域間の連携強化、防災機能の充実、高速交通網へのアクセス向上などが図られている。

課題と展望

○　本市の主要な交通ネットワークは、南北に伊南バイパス、国道153号、市道新春日街道線、主要地方道伊那生田飯田線などがあり、東西には主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線、主要地方道駒ヶ根長谷線がありますが、地形的特徴・歴史的背景から、主に南北方向を基本軸として発達しています。

○　一方、近年のモータリゼーションの進展により、郊外型居住、郊外型店舗の立地などスプロール現象が見られ、住宅地や店舗は大きく東西に拡散する現象から、主要南北交通軸や中心市街地、各拠点施設までのアクセスが課題となっています。

○　そこで、市町村間の広域交通としての南北交通軸を引き続き促進するとともに、市内全域の将来交通ネットワークを見据え、地域間・施設間連携軸としての東西交通軸や市民生活の質の向上を図るための幹線道路の整備を計画的に進める必要があります。

○　また、三遠南信自動車道やリニア中央新幹線等の高速交通網へのアクセス向上を図り、産業や観光の振興、交流人口拡大等、地域活性化を推進する必要があります。

取組の方向と主な事業

1　広域連携軸（南北交通軸）の促進を図ります。

（1）国道153号伊駒アルプスロードの早期事業化をめざします。

（2）国道153号伊南バイパスの４車線化を促進します。

【主な事業】

□ 道路事業（社会資本整備総合交付金）

2　道路整備プログラム等に基づく幹線道路の整備を促進します。

(1) 地域間・施設間連携軸（東西交通軸）の整備・促進します。

（都）中割経塚線、（市）光前寺南線

【主な事業】

□ 道路事業（社会資本整備総合交付金）

(2) 主要生活道路の確保、環状線の形成、渋滞緩和を図ります。

（市）本曽倉線、（市）下街道本線

【主な事業】

□ 道路事業（社会資本整備総合交付金）

3　高速交通網へのアクセス整備を推進します。

中央道駒ヶ根ＩＣ、駒ヶ岳スマートＩＣや伊南バイパス等の幹線道路網を活用した高速交通網へのアクセス向上を進めます。

【主な事業】

□ 道路事業（社会資本整備総合交付金）　□ スマートＩＣの利用促進

達成目標

指標名	当初（2012）	現状（2017）	目標値（2023）	備考
幹線道路整備延長	92.2キロメートル	93.1キロメートル	94.6キロメートル	「駒ヶ根市道路整備プログラム」により選定された幹線道路の整備延長

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○幹線市道の整備を計画的に推進します。
	県（国）	○幹線国・県道の整備を促進します。
市民など	個人（家庭）	○幹線道路の整備推進に協力、支援をします。 ○幹線道路の整備後の管理に協力します。
	地域（区・自治組合）	○幹線道路の整備推進に協力します。 ○幹線道路の整備後の管理に協力します。

【モータリゼーション】自家用乗用車の普及

【スプロール現象】都市が急速に発展し、周辺へ無秩序に市街地が広がる現象

【スマートインターチェンジ】高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

施策4-3-2　生活道路網の整備

めざす姿

●生活道路が安全・快適に利用できる。

課題と展望

○　道路は市民生活を支える最も基本となるインフラです。少子高齢化社会を迎え、子どもや高齢者、障がい者等すべての方が、安全に安心して通行できる道路の整備が求められています。

○　特に、幹線道路を補完する生活道路における狭隘区間の解消や危険箇所の改良に重点的に取り組み、利用者の安全を確保します。

○　舗装についても「道路ストック点検」結果に基づく計画的修繕とともに、凍上対策等を行い、安全・快適な通行を確保します。

○　また、高度経済成長期に整備された橋梁の老朽化が進んでいます。法定点検を着実に行うとともに、点検結果に基づき、計画的に予防保全を行うことで橋梁の長寿命化を図り、安全を確保するとともに維持コストを縮減します。

道路改良（前）

道路改良（後）

橋りょう修繕

取組の方向と主な事業

1　狭隘道路の解消や危険箇所の改良を推進し、利用者の安全を確保します。

狭隘区間や見通しの悪い箇所、転落や崩落等の危険箇所について改良を行い、生活道路の安心・安全を確保します。

【主な事業】

□ 道路改良事業

2　計画的な舗装修繕を行い、安全・快適な通行を確保します。

「舗装長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な舗装修繕を行い、通行の安全性・快適性を確保します。

【主な事業】

□ 道路舗装事業

3　橋梁の長寿命化を計画的に進めます。

法定点検を着実に行うとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕により橋梁の長寿命化を図り、安全性を確保するとともに維持コストの縮減を図ります。

【主な事業】

□ 橋梁修繕事業

達成目標

指標名	当初(2012)	現状(2017)	目標値(2023)	備考
道路改良・舗装修繕実施箇所	—	—	10箇所	狭隘・危険箇所等の改良、舗装修繕の実施
長寿命化修繕実施済みの橋梁	—	2橋	5橋	橋梁長寿命化修繕計画による

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○市道の新設改良、維持管理を計画的に実施します。
	県（国）	○国・県道の改良、維持管理を行います。
市民など	個人（家庭）	○危険な箇所を発見した時は、速やかに通報します。 ○庭木の張り出し防止や山林の立木管理を行い安全確保をします。
	地域（区・自治組合）	○危険な箇所を発見した時は、速やかに通報します。 ○路肩の草刈りなどにより、見通しを確保して安全を図ります。

【橋梁の法定点検】笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、平成26年道路法改正により、5年に1度の近接目視による点検が義務づけられたもの。点検結果に基づき健全度を診断する。

【長寿命化計画】点検結果等に基づき修繕計画を策定したもの。重要度や健全度等から優先順位を判定し、予防的修繕を計画的に行うことにより、施設の安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図る。

基本政策4-4
次世代に伝える景観を創り、守ります

施策4-4-1　景観に配慮したまちなみの創造

めざす姿

●市民・事業者ぐるみで、地域の特性を活かした景観まちづくりが行われている。

●広く駒ヶ根市の景観が認知され、観光客などの交流人口が増加している。

課題と展望

○　雄大なふたつのアルプスや豊かな自然が織りなす美しい景観は、駒ヶ根市の大切な財産です。この豊かな景観を、市民が誇りを持てるふるさと、人々が訪れたいまち、事業者が活動したいまちなどのまちづくりに活かし、後世に伝えていくことが求められます。

○　そのため、自然との調和、現存するまちなみとの調和を図ったまちづくりを進めるとともに、視点場の整備やおもてなしが感じられるまちづくりなど、新たな景観づくりに取り組む必要があります。

○　景観行政団体への移行を機に、主体的な景観まちづくりへの取組をいっそう進めるため、市民一人ひとりが積極的に参画するまちづくり、開発に関わる事業者などが協力するまちづくりの推進に努めます。

取組の方向と主な事業

1　景観計画を推進します。

駒ヶ根市景観条例、景観計画に沿った主体的な景観育成を推進します。

【主な事業】

□ 届出審査・規制・誘導

2　屋外広告物への取組を進めます。

平成２７年度に駒ヶ根市屋外広告物条例を策定しました。屋外広告物の形態や状態によって景観や安全面で改善しなければならないと思われる屋外広告物について、重点改善路線を中心に改善指導に取り組みます。

【主な事業】

□ 屋外広告物規制・誘導及び屋外広告物改善事業

□ 屋外広告物安全点検義務化の啓発・指導

3　市民・事業者の意識づくりに努めます。

行為の届出に伴う相談や景観講演会の開催、市報やケーブルテレビでの広報などを通じ、景観への意識づくりに努めます。また、景観育成住民協定地区の拡大を図るなど、市民の積極的な参画を促します。

【主な事業】

□ 景観育成住民協定など支援事業

4　景観まちづくりを発信します。

景観の視点場やおもてなしのまちづくりを、市内外に積極的に広報し、交流人口の増加に努めます。

達成目標

指標名	当初（2012）	現状（2017）	目標値（2023）	備考
景観育成住民協定地区の件数	8地区	8地区	8地区	地域住民自らの景観への取組を進め、協定地区の現状維持をめざします。
屋外広告物改善（累計）	1件（条例施行H27.4）	7件	49件	駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例（H27.4.1施行）に基づき改善指導を行います。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○景観法に基づく景観計画による規制・誘導、広報・啓発に努めます。
	県（国）	○景観行政団体の連携・指導を行います。
市民など	個人（家庭）	○景観まちづくりへの取組に積極的に参画します。
	地域	○景観まちづくりへの取組に積極的に参画するとともに、協力します。
	企業、事業所など	○景観まちづくりへの取組に積極的に協力します。

【景観行政団体】景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体で、景観法に基づき、景観計画を定めることができる。

【景観育成住民協定】駒ヶ根市景観条例に基づいて認定した、地域の風景をみんなで守り、育てていくため住民が決めたルール。